



グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019年第21号

今回のテーマ：2019年国税務総局重点税源企業の自主調査（検査）に関する一般大綱

－個人所得税・不動産税・土地使用税・印紙税編

近頃、各地の税務局は重点税源となる企業の中から無作為抽出し、調査を行っている。まずは企業の自主調査・自主修正申告から始め、当該期間内では軽減或は税収行政処罰を課さない。しかし、自主調査の期間満了後、税務局自らの調査において、納税者の自主調査が見かけ上のものに過ぎない事が発覚した場合、厳格に処罰される。

我々は、「2019年国税務総局重点税源企業の自主調査（検査）に関する一般大綱」を増値税編・企業所得税編・個人所得税を含むその他の税目編に分けて一般大綱の内容を紹介し、企業が自主調査の方向性を理解し、自主調査が順調に運ぶことを願う。本号では個人所得税・不動産税・土地使用税・印紙税に関する自主調査の大綱を紹介する。

検査項目	チェックポイント
個人所得税	<ul style="list-style-type: none"> 支払方法によらず、個人に支払われた各種の課税所得に対して税法に基づき個人所得税を源泉徴収しているかが主なチェックポイントである。 従業員に支払う年金、業績連動型賞与。 従業員のために負担する各種商業保険。 基準超過分である（個人・会社負担）養老、失業、医療保険。 基準超過分である（個人・会社負担）住宅積立金。 経費精算の形式により従業員に支払う各種個人収入。 交通手当、通信手当。 （不動産を所有している従業員に支払う）暖房手当、不動産管理手当（住宅手当）。 ストックオプション収入。従業員ストックオプション計画が実行されている場合、従業員が権利行使時に取得した差額収益。 現物（非貨幣形式）で支給する個人収入。 株主個人のために購入した自動車。 会社以外の個人への贈答品（景品）、礼金など。 規定に基づき、社員全員に対して、全額の源泉徴収納付義務を履行しているか。
不動産税	<ul style="list-style-type: none"> 土地代を不動産取得原価に加算して不動産税を納付しているか。 建物と一体になって機能する建物付属設備を不動産取得原価に加算して不動産税を納付しているか。 工事完了引渡前に、不動産を使用している場合、不動産税を納付しているか。 不動産を無償で賃貸する場合、不動産税を納付しているか。 資本化すべき利息を不動産取得原価に加算して不動産税を納付しているか。
土地使用税	<ul style="list-style-type: none"> 実際の面積と土地使用証の面積に差異がある場合、実際の面積で土地使用税を納付しているか。
印紙税	<ul style="list-style-type: none"> 課税文書の範囲を混同して印紙税を過小納付していないか。 例えば、低税率を適用していないか、勝手に課税対象を減らしていないか、記載額全額で印紙税を納付しているか、課税文書を非課税文書にしていないか。 課税文書作成または受領時点で印紙税を納付せず、発効日迄に先延ばしして印紙税を納付していないか。 増加した払込資本金と資本剰余金に対して、印紙税を納付しているか。

© 2019 Grant Thornton 致同会計事務所（特殊普通パートナーシップ）。版權所有。

